

妙高市告示第117号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域を次の1のとおり指定し、同法第4条第1項の規定により、特定工場等に係る時間及び区域の区分ごとの規制基準を次の2のとおり定め、令和3年4月1日から施行する。

令和3年4月1日

妙高市長 入 村 明

1 規制する地域

区域の区分	指定地域
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、準住居地域、美守二丁目の一部、美守三丁目の一部、大字美守の一部、関川町二丁目の一部、大字上四ツ屋の一部、大字五日市の一部、大字姫川原の一部、栗原三丁目の一部、栗原四丁目の一部、柳井田町二丁目の一部、国賀一丁目の一部、国賀二丁目の一部、大字国賀の一部、月岡一丁目の一部、月岡二丁目の一部、大字月岡の一部、広島一丁目の一部、広島二丁目の一部、大字広島の一部、上百々一丁目の一部、上百々二丁目の一部及び大字上百々の一部の地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、柳井田町四丁目の一部、柳井田町五丁目の一部、月岡二丁目の一部、大字月岡の一部、広島一丁目の一部、上百々一丁目の一部、大字姫川原の一部、大字下濁川の一部、大字巻淵の一部、大字上堀之内の一部及び大字除戸の一部の地域
備考	区域の区分及び指定地域を示す図面は、別図1及び別図2のとおりである。

## 2 規制基準

区域の区分＼時間の区分	昼間	夜間
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

備考

- 1 第1種区域及び第2種区域とは、表1の各号に掲げる第1種区域及び第2種区域をいう。
- 2 昼間及び夜間とは、次に掲げる時間をいう。
  - (1) 昼間 第1種区域にあっては午前8時から午後7時まで、第2種区域にあっては午前8時から午後8時まで
  - (2) 夜間 第1種区域にあっては午後7時から翌日の午前8時まで、第2種区域にあっては午後8時から翌日の午前8時まで

ただし、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、上表の当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- 2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
- 3 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- 4 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- 5 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- 6 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

## 附 則

平成24年妙高市告示第45号は、令和3年3月31日限り廃止する。